

救急活動計画書(参考)

(趣旨)

- 1 この救急活動計画書は、有明広域行政事務組合消防本部応急手当基準適合表示要綱により、救マーク表示施設として顧客等に対して、迅速且つ的確な応急手当等が実施できる体制を整備するため、必要な事項を定める。

(当表示施設の責務)

- 2 当表示施設は、救急救命のため、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 応急手当に関する知識、技術等応急手当等に関する従業員の育成及び指導に努める。
 - (2) 当表示施設の責任者は、救急活動計画書を改定したときは、従業員に対して必要な指示を与える。

(責任者の指示)

- 3 当表示施設の責任者は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 救急活動計画書の改訂
 - (2) 応急手当実施者、通報連絡者等の指定(裏面)
 - (3) 救命講習への従業員の参加促進
 - (4) 自動体外式除細動器操作、消防署への通報、傷病者搬送等の訓練

(実施期日)

- 4 この救急活動計画は、令和 年 月 日から実施する。

(裏)

施設名						
認定番号	第 号	認定年月日		年 月 日		
従業員数	人	講習受講者総人員		人		
自動体外式除細動器		台		製番号		号
		<input type="checkbox"/> スタンド型		<input type="checkbox"/> 事務所管理型		
担当内容		部署名	氏名	連絡先		
119番通報						
救急車誘導						
救急隊員誘導						
応急手当資格者名簿	氏名	資格の種類	認定年月日	認定番号	再講習年月日	部署名
自動対外式除細動器 の位置及び搬送経路、 救急車停車場所		* 図面等を添付し、位置等を記すこと。				

- 備考 1 担当者等の欄に記載できない場合は、別紙を用いて添付すること。
- 2 119番通報担当者とは、従業員から連絡を受け、救急事故事案の概要を総括し、通報できるもののことをいう。
- 3 救急車誘導担当者とは、119番通報担当者から連絡を受け、救急車が停車しやすい場所を速やかに確保することができるもの及び救急車が停車する位置に待機し、傷病者が発生している場所へ速やかに救急隊員を誘導できるものをいう。